

①【柔道整復師（接骨院・整骨院）のかかり方】

接骨院・整骨院は病院ではなく、「柔道整復師」と呼ばれる専門職が施術しています。「柔道整復師」は医師ではありませんので、健康保険の適用が制限されます。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けましょう。

[健康保険が使えるケース]

○ 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫（肉離れ）の施術に限定される

※内科的要因以外のもの

●主な負傷例

- ・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みがでたとき



[健康保険が使えないケース]（全額自己負担となります。）

- × 単なる（疲労性・慢性的な原因からくる）肩こり、筋肉疲労、体調不良
- × スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- × 神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- × 脳疾患の後遺症などの慢性病
- × 症状の改善のみられない長期の施術
- × 病院や診療所などで、同じ負傷を治療している場合
- × 仕事や通勤途中のケガ（労働災害等の適用）



単なる肩こりは適用外

[柔道整復師にかかる時の確認事項]

1. 負傷原因を正確に伝えましたか？
 - ・いつ、どこで、どうして負傷したのかを詳しく伝えましょう。
2. 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療をしていませんか？
3. 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けていますか？
 - ・内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
4. 療養費支給申請書はご自身で署名・捺印（サイン）しましたか？
 - ・負傷原因、負傷名、負傷箇所、日数、金額をよく確認してください。白紙の用紙に署名をするのは間違った請求につながりますので、ご注意ください。
5. 領収書を必ず貰い、「医療費のお知らせ」で確認しましょう。
6. 「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」受診は保険適用外です。
7. 交通事故などの第三者行為による負傷の場合は、健保組合へ連絡が必要となります。

健保組合では、皆様に納めて頂いた大切な保険料を正しく使うために、内容点検を実施しています。その際、施術内容の確認書を業者（㈱大正オーディット）から直接ご自宅へ送付することがあります。確認事項を記入頂き、業者へ返送ください。皆様のご協力を宜しくお願い致します。

※個人情報の取扱は、本調査以外の目的には使用いたしません。

但し、集計結果などをホームページや機関紙等で公表することがあります。

② 【はり・きゅうのかかり方】

はり・きゅうの施術について、一定の要件を満たす場合には、「療養費」として健康保険の対象となります。施術代は一旦全額を支払い、その後、所定の用紙に施術内容の記入されている領収書の原本、医師の同意書を添えて健保組合に請求してください（償還払い）。

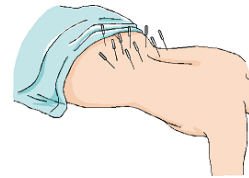
なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

[健康保険の対象となるのは] _____

○神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など慢性病であって医師による適切な治療手段がなく医師の同意がある場合のみ対象となります。

[はり・きゅうにかかるときの注意事項] _____

1. 並行して医療機関で同じ傷病(類似)の診療を受けた場合は、健康保険扱いになりません。
(医師から薬やシップを処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いになりません。)
2. 継続して「はり・きゅうの施術」を受けるには、6ヶ月ごとに文書による医師の同意が必要です。
医師の同意のない施術は健康保険の対象になりません。
3. 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず、ご自身で記入・捺印してください。
4. 領収書を必ず貰い、「医療費のお知らせ」で確認しましょう。



③ 【あん摩・マッサージのかかり方】

あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。施術代は一旦全額を支払い、その後、所定の用紙に施術内容の記入されている領収書の原本、医師の同意書を添えて健保組合に請求してください（償還払い）。

なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

[健康保険の対象となるのは] _____

○筋麻痺・関節拘縮等などがあり、症状の改善を目的として、医師が同意している場合に限りです。

[あん摩・マッサージかかるときの注意事項] _____

1. 継続して「はり・きゅうの施術」を受けるには、6ヶ月ごとに文書による医師の同意が必要です。
医師の同意のない施術は健康保険の対象になりません。
2. 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず、ご自身で記入・捺印してください。
3. 領収書を必ず貰い、「医療費のお知らせ」で確認しましょう。